破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第５２２号
札幌市北区篠路７条４丁目３番８号　ノースシティＳＡＫＡＩ
破産者　松ケ平幸雄
1　破産債権の届出期間　平成24年２月29日まで
2　一般調査期日　平成24年４月11日午後３時30分
平成24年１月31日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８２号
大阪府岸和田市土生町1472番地の１
破産者　株式会社すしん坊フーズ
1　破産債権の届出期間　平成24年３月１日まで
2　一般調査期日　平成24年５月８日午後１時30分
平成24年１月31日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６８３号
大阪府貝塚市三ツ松2144番地、開始決定時の住所大阪府貝塚市三ツ松2037番地50、開始決定時の前住所大阪府貝塚市三ツ松2037番地43
破産者　西田　　智
1　破産債権の届出期間　平成24年３月１日まで
2　一般調査期日　平成24年５月８日午後１時30分
平成24年１月31日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７７３５号
大阪府茨木市総持寺駅前町11番11号、前住所群馬県太田市南矢島町698番地１　対比地ハイツＢ―202号
破産者　仁木　克実
1　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
2　一般調査期日　平成24年４月19日午後３時30分
平成24年２月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６号
奈良県葛城市南道穂30番地11
破産者　南島　正明
1　破産債権の届出期間　平成24年３月15日まで
2　一般調査期日　平成24年５月７日午後１時35分
平成24年１月30日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４６２号
大津市大石東５丁目18番11号、前住所滋賀県蒲生郡竜王町大字小口1139番地97
破産者　亡岡田剛相続財産
1　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
2　一般調査期日　平成24年４月20日午前10時40分
平成24年２月１日　　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９８４２号
大阪府枚方市楠葉並木２丁目26番地
破産者　太田実業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
2　一般調査期日　平成24年６月４日午後３時30分
平成24年１月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６号
大分市大字光吉2192番地の７　市営２Ｗ３―５、開始決定時の住所大分市豊町１丁目５番11号
破産者　和田　文夫
1　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
2　一般調査期日　平成24年５月８日午後３時15分
平成24年２月１日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３１０号
和歌山県紀の川市桃山町市場331番地７、開始決定時の住所和歌山市新在家85番地の14
破産者　波多野商店こと　波多野　隆
1　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
2　一般調査期日　平成24年５月14日午前10時
平成24年１月30日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５６号
京都市西京区桂乾町53番地の94
破産者　株式会社小野木材建設
1　破産債権の届出期間　平成24年４月24日まで
2　一般調査期日　平成24年５月29日午前10時
平成24年１月31日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第４０号
秋田県横手市朝日が丘３丁目13番16号　市営住宅２―101
破産者　中野　竜幸
異議申述期間　平成24年３月21日まで
平成24年２月１日　秋田地方裁判所横手支部

免責許可決定

平成２３年（フ）第４５５号
愛知県一宮市中町２丁目７番１―504号パークメゾン野村503号
破産者　髙橋　　彰
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２００３号
東京都品川区西五反田３丁目５番20号
清算株式会社　株式会社ＤＮＰアーカイブ・コム
代表清算人　伊藤　　豊
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０６５号
東京都港区六本木６丁目８番10号
清算株式会社　株式会社ＳＧＯ
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２２年（ミ）第９号
千葉県市原市上高根1683番地１
更生会社　株式会社南総カントリークラブ
管財人　三山　裕三
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２４年（再）第１号
兵庫県伊丹市東有岡３丁目141番地
再生債務者　宮本生コン株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　兵庫県伊丹市南本町２丁目４番６号コバコンスビル２階ウェリタス法律事務所　弁護士　朝本　行夫
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務にあたるものを除く。）
①　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
②　財産の譲受け
③　貸付け
④　借財、手形割引及び保証
⑤　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
⑥　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
⑦　和解及び仲裁合意
⑧　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑨　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
⑩　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
①　重要な財産の処分及び譲受け
②　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務にあたるものも含む。）
①　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
②　⑴の②から⑩までに掲げる行為
平成24年１月30日　神戸地方裁判所伊丹支部